

付議第4号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する
条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例
議案に係る意見聴取に関する議案

平成23年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

(別紙)

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例及び
知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会情勢の変化、行政委員会の委員の勤務状況等を踏まえ、行政委員会の委員の報酬の支給方法及び額を改定しようとするものである。

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例及び
知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、社会情勢の変化、行政委員会の委員の勤務状況等を踏まえ、行政委員会の委員の報酬の支給方法及び額を改定しようとするものである。

2 主要な内容

(1) 次のとおり月額報酬を日額報酬に変更するとともに、報酬額を改定すること。

区分		改定後	現行
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円	月額 149,000円
	委員	日額 25,000円	月額 117,000円
労働委員会	会長	日額 29,000円	月額 195,000円
	公益委員	日額 25,000円	月額 180,000円
	労働者委員	日額 25,000円	月額 150,000円
	使用者委員	日額 25,000円	月額 150,000円
	特別調整委員	日額 25,000円	月額 90,000円
収用委員会	会長	日額 29,000円	月額 149,000円
	委員	日額 25,000円	月額 117,000円
	予備委員	日額 25,000円	日額 9,000円
海区漁業調整委員会	会長	日額 29,000円	月額 70,000円
	委員	日額 25,000円	月額 56,000円

	専門委員	日額 25,000円	月額 56,000円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円	月額 34,000円
	委員	日額 25,000円	月額 25,000円
	専門委員	日額 25,000円	—

(2) 次のとおり引き続き月額報酬として、報酬額を改定すること。

区分		改定後	現行
教育委員会	委員長	月額 208,000円	月額 272,000円
	委員	月額 180,000円	月額 195,000円
監査委員	議員	月額 104,000円	月額 110,000円
	その他の者	月額 208,000円	月額 239,000円
	常勤	月額 610,000円	月額 616,000円
公安委員会	委員長	月額 208,000円	月額 208,000円
	委員	月額 180,000円	月額 180,000円
人事委員会	委員長	月額 208,000円	月額 208,000円
	委員	月額 180,000円	月額 180,000円
	常勤	月額 610,000円	月額 616,000円

(3) 月額報酬については、病気等により職務を執行することができないときは、その間の報酬を支給しないこととする等所要の改正をすること。

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

第 39 号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎 正直

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「110,000円」を「104,000円」に改める。

第4条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 月額報酬を受ける者が病気その他の事由により職務を執行することができない状態となったときは、当該状態である間を除いて報酬を支給する。

第5条第1項中「公務のため出務した日数」を「勤務日数」に、「そのつど」を「その都度又は勤務のあった月の分をその翌月に」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「616,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条、第7条関係)

区分	報酬	旅費																					
		内国旅行							外国旅行													死亡手当	
		宿泊料 (1夜につき)			宿泊諸費 (1夜につき)				旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)				宿泊諸費 (1夜につき)				外国旅行雑費 (1日につき)					
		都の特 別区	甲地方	乙地方	都の特 別区	甲地方	乙地方	指定都 市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方			
教育委員会、 公安委員会 及び人事 委員会	委員長	月額 208,000円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	委員	月額 180,000円	11,700	9,800	8,800	3,900	3,300	3,000	600	16,800	14,100	11,300	10,100	5,700	4,700	3,800	3,400	7,200	6,200	5,000	4,500		
選挙管 理委員 会	委員長	日額 29,000円																					
	委員	日額 25,000円																					
監査委員		月額 208,000円																					
労働委 員会	会長	日額 29,000円																					
	使用者 委員、 労働者 委員、 公益委 員及び 特別調 整委員	日額 25,000円																					
収用委 員会	会長	日額 29,000円																					
	委員及 び予備 委員	日額 25,000円																					

別表第2 (第2条、第3条、第7条関係)

区分	報酬	旅費						
		内国旅行			外国旅行			
		宿泊料 (1夜につき)			宿泊料 (1夜につき)			
		都の特 別区	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額	円 10,000	円 8,100	円 7,300	円 14,400	円 12,000	円 9,600	円 8,700
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額							
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医								
選挙長	日額 10,600円							
選挙分会長	日額 10,600円							
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額							
選挙立会人	日額 8,800円							
選挙分会立会人	日額 8,800円							
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額							

別表第1 (第2条、第3条、第7条関係)

区分	報酬	旅費																				死亡手当	
		内国旅行									外国旅行												
		宿泊料 (1夜につき)			宿泊諸費 (1夜につき)			旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)				宿泊諸費 (1夜につき)				外国旅行雑費 (1日につき)						
		都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方			
教育委員会、公安委員会及び人事委員会	委員長	月額	208,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	580,000円
	委員	月額	180,000円	11,700	9,800	8,800	3,900	3,300	3,000	600	16,800	14,100	11,300	10,100	5,700	4,700	3,800	3,400	7,200	6,200	5,000	4,500	
選挙管理委員会	委員長	日額	29,000円																				
	委員	日額	25,000円																				
監査委員	委員長	月額	208,000円																				
労働委員会	会長	日額	29,000円																				
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員	日額	25,000円																				
収用委員会	会長	日額	29,000円																				
	委員及び予備委員	日額	25,000円																				
海区漁業委員会及び水面漁場管理委員会	会長	日額	29,000円																				
	委員及び専門委員	日額	25,000円																				

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第1 (第2条、第3条、第7条関係)

区分	報酬	旅費																				
		内国旅行							外国旅行													死亡手当
		宿泊料 (1夜につき)			宿泊諸費 (1夜につき)				旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)				宿泊諸費 (1夜につき)				外国旅行雑費 (1日につき)				
		都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	指定都市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
教育委員会	委員長	月額	272,000円																			
	委員	月額	195,000円	11,700	9,800	8,800	3,900	3,300	3,000	600	16,800	14,100	11,300	10,100	5,700	4,700	3,800	3,400	7,200	6,200	5,000	4,500
選挙管理委員会	委員長	月額	149,000円																			
	委員	月額	117,000円																			
監査委員		月額	239,000円																			
公安委員会	委員長	月額	208,000円																			
	委員	月額	180,000円																			
人事委員会	委員長	月額	208,000円																			
	委員	月額	180,000円																			
労働委員会	会長	月額	195,000円																			
	公益委員	月額	180,000円																			
	労働者委員及び使用者委員	月額	150,000円																			
	特別調整委員	月額	90,000円																			
収用委員会	会長	月額	149,000円																			
	委員	月額	117,000円																			
	予備委員	日額	9,000円																			

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第2 (第2条、第3条、第7条関係)

区分	報酬	旅費						
		内国旅行			外国旅行			
		宿泊料 (1夜につき)			宿泊料 (1夜につき)			
		都の特 別区	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額	円 10,000	円 8,100	円 7,300	円 14,400	円 12,000	円 9,600	円 8,700
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額							
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医								
選挙長	日額 10,600円							
選挙分会長	日額 10,600円							
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額							
選挙立会人	日額 8,800円							
選挙分会立会人	日額 8,800円							
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額							

別表第2 (第2条、第3条、第7条関係)

区分		報酬	旅費							
			内国旅行			外国旅行				
			宿泊料 (1夜につき)			宿泊料 (1夜につき)				
			都の特 別区	甲地方	乙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	
海区漁業調整委員会	会長	月額	70,000円	円 10,000	円 8,100	円 7,300	円 14,400	円 12,000	円 9,600	円 8,700
	委員	月額	56,000円							
	専門委員	月額	56,000円							
内水面漁場管理委員会	会長	月額	34,000円							
	委員	月額	25,000円							
専門委員		月額9,600円以内で知事が定める額								
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者		月額9,000円以内で規則で定める額								
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医										
選挙長		日額	10,600円							
選挙分会長		日額	10,600円							
審査分会長		最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額								
選挙立会人		日額	8,800円							
選挙分会立会人		日額	8,800円							
審査分会立会人		最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額								